

須崎市公告第62号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年10月29日

須崎市長 楠 瀬 耕 作

第1 入札案件に関する事項

1	入札件名	令和7年度 須崎市クリーンセンター横浪浸出水処理施設保守点検他汚泥引抜清掃業務
2	業務概要	別紙仕様書のとおり
3	履行期間	契約日の翌日から令和8年1月31日まで
4	予定価格	事後公表
5	最低制限価格	設定する

第2 入札参加資格要件に関する事項

1	共通事項	1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。 2. 令和7年度須崎市競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者。 3. 公告の日から開札の日までの間に、須崎市建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 4. 須崎市から暴力団排除措置を受けていない者であること。 5. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てがなされていない者であること。 6. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
2	入札参加形態	単体
3	資格要件	1. 四国内に本店又は営業所等を有すること。 2. 浸出水・下水処理施設のいずれかの保守点検、又はそれに類する業務の実績、かつ浸出水・下水処理施設のいずれかの汚泥吸引車使用清掃業務の実績を有すること。

第3 入札参加手続等に関する事項

1	参加申込期間	令和7年10月29日（水）午後1時00分から 令和7年11月11日（火）午後5時00分まで
2	参加申込方法	持参または郵送（令和7年11月11日必着）にて、参加申込書等を参加申込期間内に提出すること。
3	参加申込書受付票の発行	参加申込書の提出後に、受付票を発行する。なお、参加申込書提出の際は返信用封筒を持参または郵送すること。
4	申込書類等	1.制限付き一般競争入札参加申請書（様式1） 2.営業所一覧（様式2） 3.実績調書（様式3）
5	入札（現場）説明会	無
6	閲覧図書等	閲覧期間 令和7年10月29日（水）午後1時00分から 令和7年11月12日（水）午前10時59分まで
		入手場所 須崎市ホームページからダウンロードすること。
7	閲覧図書に関する質問・回答	受付期間 令和7年10月29日（水） 午後1時00分から 令和7年11月6日（木） 午後5時00分まで
		提出方法 受付期間中に総務課総務管財係に文書（持参、郵送、メール、FAXのいずれか）で提出すること。
		回答期間 令和7年10月29日（水）から 最終回答期限 令和7年11月7日（金）
		回答方法 須崎市ホームページにて回答

注）1. 参加申込書の持ち込みの受付時間については、須崎市の休日を定める条例（平成元年須崎市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とします。

2. 質問内容により回答の閲覧（須崎市ホームページの掲載）に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。

第4 入札執行について

1	入札日時	令和7年11月12日（水）午前11時00分から入札、即時開札
2	入札場所	高知県須崎市山手町1番7号 須崎市総合保健福祉センター2階 会議室2
3	落札決定について	開札後、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。最低価格を入札した者が2者以上いる場合は、くじにて落札者を決定する。

4	再度入札について	再度入札の回数は、2 回とする。
5	入札に関する留意事項	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

第5 契約に関する事項

1	契約書作成の有無	有
2	入札保証金	要しない
3	契約保証金	要しない
4	予定価格	事後公表
5	最低制限価格	設定する
6	契約予定日	令和7年11月13日（木）
7	入札の無効	須崎市契約事務規則第19条に該当するとき

第6 提出先・問い合わせ先

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

須崎市総務課総務管財係 契約担当

TEL：0889-42-3791（直通） FAX：0889-42-7320

MAIL：somul@city.susaki.lg.jp

（エスオーエムユーイチ@以降は全てアルファベット）